

商工労働観光関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。2 中小企業利子等補給事業については、中小企業融資事業として、合併時に再編する。3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。5 商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。6 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。7 消費者相談事業については、合併時に再編する。8 消費生活モニターについては、合併時に廃止する。9 観光イベント事業については、新町において調整する。10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	

「協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。 2 中小企業利子等補給事業については、中小企業融資事業として、合併時に再編する。 3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。 4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。 5 商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。 6 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。 7 消費者相談事業については、合併時に再編する。 8 消費生活モニターについては、合併時に廃止する。 9 観光イベント事業については、新町において調整する。 10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
中小企業融資事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 中小企業融資事業 ・ 貸付対象者 町内に同一事業を引き続き 1 年以上営む者 ・ 資金の種類、貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 500万円以内 5年以内 設備資金 2,000万円以内 10年以内 近代化資金 3,000万円以内 10年以内 ・ 補助制度 運転資金、設備資金、近代化資金の保証料及び利子に対する助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 中小企業近代化資金特別融資事業 ・ 貸付対象者 村内に独立した事業所を有し、同一事業を引き続き 1 年以上営む者 ・ 資金の種類、貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 500万円以内 5年以内 設備資金 1,000万円以内 10年以内 ・ 補助制度 運転資金、設備資金の保証料及び利子に対する助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 中小企業特別融資事業 ・ 貸付対象者 村内に独立した事業所（店舗）を有し、同一事業を引き続き 1 年以上営む者 ・ 資金の種類、貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 500万円以内 5年以内 設備資金 500万円以内 5年以内 ・ 補助制度 中小企業者事業資金利子補給費補助金により、運転資金、設備資金の利子に対する助成 	<p>合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
中小企業利子等 補給事業	<p>該当なし</p> <p>中小企業融資事業に対する補助制度として実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 中小企業者事業資金利子等補給事業 ・ 対象者 村内に独立した事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 ・ 対象事業資金 国民生活金融公庫資金、道中小企業振興資金融資金、商工貯蓄共済融資金 ・ 利子補給等の対象金額等 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 500万円以内 5年以内 設備資金 1,000万円以内 10年以内 ・ 利子補給の額 <ul style="list-style-type: none"> 貸出金利が7.0%以上のもの 5.8%を超える率に相当する額 貸出金利が7.0%未満のもの 貸出金利に20%を乗じて得た率に相当する額 ・ 保証料の補給の額 当該年度内に支払った額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 中小企業者事業資金利子補給費補助事業 ・ 対象者 常時使用する従業員の数が、30人以下の商業、サービス業、工業及び運送業を行う法人及び個人 ・ 対象事業資金 国民生活金融公庫資金、環境衛生金融公庫資金、村の特別融資金、貯蓄共済融資金、道の制度融資金 ・ 利子補給の額 <ul style="list-style-type: none"> 借入金 3,000万円以内 利子補給額 借入利率1.5%を超える額。ただし、補給率は2.0%以内 	<p>中小企業融資事業として、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
小規模企業振興資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 貸付対象者 町内に1年以上住所を有し、従業員5人以下の小規模企業者 資金の種類、貸付条件 運転資金 50万円以内 3カ月以内 	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。
勤労者対策事業				
勤労者福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 貸付対象者 町内に1年以上住所を有する勤労者で町税等公共料金を滞納していない者 資金の種類、貸付条件 一般資金 100万円以内 5年以内 教育資金 100万円以内 5年以内 	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村		
勤労者対策事業（つづき）	商工業後継者 結婚祝金事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 村内に住所を有し、商工業を営む後継者で村内に従事している者 村内で独立して商工業を営み又は営むこととなった者 ・祝金の額 50,000円 	該当なし 定住化促進事業において、結婚祝金の制度あり 村民同士 10,000円 いずれか新規村民 20,000円 なお、本事業は平成18年3月31日で失効する。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。
	中小企業退職 金共済制度奨 励事業	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 補助率 掛金の6分の1以内 限度額 月額10,000円以内 	合併時に廃止する。
	勤労者生活資 金貸付基金	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 貸付対象者 町内に1年以上住所を有する勤労者で、町内に住所を有する保証人1名の貸付条件を満たせる者 生活資金 10,000円以上100,000円以内 	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
消費者相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 専任の消費生活相談員 1 名を配置し、月～金曜日の13時～16時まで相談業務を実施 ・ 開設場所 月・水・金曜日 札内福祉センター相談室 火・木曜日 役場 1 階ロビー東側相談室 	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。
消費生活モニター	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数 2 名 ・ 任期 1 年 ・ 謝礼額 2,500円/月 	該当なし	合併時に廃止する。
観光イベント事業	<ul style="list-style-type: none"> まくべつ夏フェスタ ・ 実施主体 実行委員会（観光物産協会中心） ・ 開催日 7月第3若しくは第4日曜日 	<ul style="list-style-type: none"> さらべつふるさとまつり ・ 実施主体 実行委員会（村、農協、商工会） ・ 開催日 8月最終日曜日 	<ul style="list-style-type: none"> 忠類どんとこい村祭り ・ 実施主体 実行委員会（観光協会中心） ・ 開催日 10月第3日曜日 	新町において調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
観光イベント事業（つづき）	<p>まくべつ産業まつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 実行委員会(観光物産協会中心) ・開催日 10月第1日曜日 <p>まくべつ冬まつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 実行委員会(観光物産協会中心) ・開催日 2月第2日曜日 		<p>ふるさと盆踊り大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 実行委員会(観光協会中心) ・開催日 8月14日 <p>ナウマン全道そり大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 実行委員会(商工会青年部中心) ・開催日 2月第3日曜日 	
観光施設	<p>【スキー場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 明野ヶ丘スキー場 ・施設概要 リフト 1基 ロッジ(管理棟含む) 1棟 圧雪車 1台 ガレージ(物置) 1棟 ・開設期間 12月下旬から3月中旬 	<p>【スキー場】</p> <p>該当なし</p>	<p>【スキー場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 白銀台スキー場 ・施設概要 リフト 1基 ロッジ 1棟 管理棟 1棟 圧雪車 1台 スノーモービル 3台 車庫兼倉庫 1棟 宿泊ロッジ 5棟 ・開設期間 12月下旬から3月第2日曜日 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
観光施設 (つづき)	【観光宿泊施設】 該当なし	【観光宿泊施設】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 さらべつカントリーパーク ・ 概要 面積 296,218㎡ 建設年度 平成3年～6年度 ・ 施設内容 キャンピングサイト キャンピングカーサイト 10サイト 個別テントサイト 38サイト グループテントサイト 30サイト フリーテントサイト 20サイト トレーラーハウス 10台 コテージ 5棟 サニタリー 2棟 センターハウス コミュニティハウス 駐車場 その他屋外施設 ・ 管理運営 株式会社さらべつ産業振興公 社(第三セクター) 	【観光宿泊施設】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ナウマン温泉アルコ236 ・ 概要 面積 3,045㎡ 建設年度 平成5年～6年度 ・ 施設内容 浴場(2) 休憩室 レストラン 客室(21) 研修室(宴会場)(2) カラオケボックス(2) 駐車場 ・ 管理運営 株式会社忠類振興公社(第三セ クター) 	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
観光施設 (つづき)	<p>【物産センター】 該当なし</p>	<p>【物産センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 更別村情報拠点施設 (観光と物産の館ピポパ) ・概要 面積 571㎡ 建設年度 平成9～10年度 ・施設内容 ロビー、レストラン、コンビニ コーナー、ファッションショッ プ、ふれあいホール ・付属施設 芝生公園、散策路、公衆便所、 駐車場(更別駐車公園) ・特記事項 平成11年8月に、『道の駅「さ らべつ」』として認定されてい る。 ・管理運営 株式会社さらべつ産業振興公 社(第三セクター) 	<p>【物産センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 物産センター ・概要 面積 195㎡ 建設年度 昭和63年度 ・施設内容 コーヒー・アイスクリームなど の飲食スペース、特産品販売ス ペース、グループ作品の展示販 売スペース ・付属施設 公衆便所、駐車場 ・特記事項 平成5年4月に、ナウマン温 泉アルコ236、ナウマン象記念 館、ナウマン公園などの周辺施 設一体を『道の駅「忠類」』と して認定されている。 ・管理運営 株式会社忠類振興公社(第三セ クター) 	

先進事例

篠山市(兵庫県)

- (1) (略)
- (2) 商店街や商工業者に係る助成制度については、篠山市の例による。
- (3) 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。
- (4) 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山市の例による。

大崎上島町(広島県)

(略)

貸付制度、預託融資制度及び利子補給制度については、東野町の「平成3年台風19号による被災者対策融資制度」を除き、現行の要綱を廃止し新町において新たに制度を設ける。但し、償還期限の未到着分は、現行のとおり新町に引継ぐ。

計量関係法、煙火・火薬類に関する事務については、新町に引き継ぐ。

富士河口湖町(山梨県)

- (1) 商工観光事業(各種イベント等)については、新町においても引き続き実施する。
- (2) 観光関連施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、管理方法等について見直しすべきものがある場合は、新町において検討する。
- (3) 観光案内所については、新町において適切な配置となるよう再編する。
- (4) 観光案内版については、一体的なデザイン計画に基づき、新町において統一する。
- (5) レトロバスについては、運行範囲の拡大を含め、新町において利用者予測をするなかで検討する。
- (6) その他、商工業・観光振興事業については、新町においても引き続き実施する。

飛騨市(岐阜県)

商工・観光関係事業

- (1) 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- (2) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内を目途に民営化を図る。なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行う。

スキー場関係事業

スキー場関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内を目途に民営化を図る。なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行う。

勤労者・若者定住関連事業

- (1) 勤労者生活安定化資金融資については、古川町の例により調整する。
- (2) 勤労者住宅資金融資については、神岡町の例により調整する。
- (3) 就職促進奨励金については、内容を検討したうえで、新市に引き継ぐ。
- (4) 住宅建設等促進助成金については、古川町の例により調整する。

かほく市(石川県)

商工・観光関係事業

- 1 中小企業経営支援制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 ISO取得支援制度及び新製品開発奨励制度については、宇ノ気町の例による。
- 3 企業立地、産業振興支援制度については、高松町の例による。ただし、合併までに認定を受けた企業については、従前のとおりとする。
- 4 観光イベント事業については、新市において調整する。
- 5 海浜公園管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、管理委託は合併時に調整する。
- 6 観光物産展交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

勤労者・消費者関連事業

- 1 消費者相談については、高松町の例による。
- 2 勤労者金融施策については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、預託金制度は利子補給制度に改め実施する。

やぶし 養父市(兵庫県)

- (1) 中小企業向け融資制度については、新たな制度を策定する。ただし、旧町で適用した既融資分は継続して新市に引き継ぐ。
- (2) 企業誘致等商工業振興制度については、新たな制度を設ける。ただし、旧町の制度を適用されているものは、その適用の期間に限り新市に引き継ぐ。
- (3) イベントについては、新市移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (4) 勤労者住宅資金融資事業については、廃止の方向で検討する。

きょうたんごし 京丹後市(京都府)

- (1)(2)(4)(7) (略)
- (3) 中小企業支援対策
融資制度については、合併時に一旦廃止し、新市に移行後、実効性のある融資制度の検討を行う。
信用保証料補助制度及び利子補給制度については、新市において制度の統一を図り実施する。ただし、合併前の各町の制度により決定した利子補給については、新市に引き継ぐ。
- (5) 観光振興事業
観光まちづくり推進事業及び温泉補助事業については、新市においても事業を実施する。
観光施設利用拡大推進事業については、網野町の例により、新市全域の制度として実施する。
- (6) 商工観光関連イベント
各地域に与えている影響等を考慮し、新市に継承する。ただし、町が実施主体のイベントについては、住民参加の実行委員会方式への移行を検討する。